

地域の仕組みづくり検討報告書

平成25年 3月

地域のしくみづくり検討・検証委員会

はじめに	・・・・・・・・	1
I 地域の仕組みづくりを進める意義と視点		
1 「住民本位」から「住民主体」の行政へのシフトチェンジ	・・・・・・・・	2
2 「住民主体の行政」と自治体内分権	・・・・・・・・	3
3 地域のしくみづくりの基本的視点と当面の対応	・・・・・・・・	3
II 松戸版地域の仕組みづくりの考え方		
1 留意事項	・・・・・・・・	6
2 本市が取り組んできた協働のまちづくりとの整合	・・・・・・・・	6
3 地域活動の課題の解決	・・・・・・・・	8
4 松戸版地域の仕組みづくりの目標設定	・・・・・・・・	9
III 松戸版地域の仕組みの提案（平成25年度モデル試行事業）		
1 仕組みの概要	・・・・・・・・	11
2 実施手順とスケジュール	・・・・・・・・	15
IV 今後の進め方に関する提言	・・・・・・・・	18

資料編

参考資料1	地域のしくみづくり検討・検証委員会設置要綱	・・・・・・・・	24
参考資料2	地域のしくみづくり検討・検証委員会委員名簿	・・・・・・・・	26
参考資料3	地域のしくみづくり検討・検証委員会への諮問	・・・・・・・・	27
参考資料4	地域のしくみづくり検討・検証委員会への再諮問	・・・・・・・・	28
参考資料5	地域のしくみづくり検討・検証委員会の検討経過	・・・・・・・・	29

はじめに

地域のしくみづくり検討・検証委員会は、地域の問題は地域で解決する仕組みづくりを検討するため、平成23年5月に設置され、学識経験者、地域関係団体、市民公募委員からなる12名の委員で検討をスタートいたしました。

本委員会では、平成23年9月、地域から広く意見を求めるためのたたき台となる松戸版地域の仕組み素案を取りまとめて、市長に中間答申をいたしました。しかしながら、この中間答申に対しては、地域の仕組みづくりの進め方に対する意見や批判が多く寄せられたことから、予定していた検討スケジュールを変更せざるを得なくなりました。

このことから、改めて地域の仕組みづくりの進め方に対する諮問を受けた本委員会では、仕組みづくりの基盤整備として、町会・自治会と市のパートナーシップのあり方を検討すること、地域のコミュニティ活動を促進していくことが必要であるとする検討経過報告書を23年度末に取りまとめました。

平成24年度、市では、町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会を設置し、地域のまちづくりにおける町会・自治会の活動及び市とのパートナーシップ、特に市政協力委員制度を検証し、現状と課題を取りまとめて平成25年1月に市長へ報告書が提出されました。この検討作業の進捗に鑑み、本委員会は、市政協力委員連合会地区長1名を委員に追加して、25年1月より活動を再開いたしました。

本委員会では、地域の仕組みづくりは「制度」だけを定めても実態が伴わなければ砂上の楼閣に過ぎなくなるとし、地域の実情、自発性を尊重して積極的に試行を重ねながら、段階的、弾力的に実現を図る必要があるとしています。そのため、再開後の委員会では、これまでの松戸版地域の仕組み素案を検証しつつ、実現可能なモデル試行の仕組み及び実施手順・スケジュールを検討し、今後の進め方に関する提言を取りまとめて検討報告書を作成いたしました。

本委員会は、この検討報告書をもって2年に及ぶ活動を終了いたしますが、市長より諮問を受けた「地域の問題は地域で解決する仕組み」の定礎となり、松戸市が掲げる未来像「自分たちのまちは自分たちでつくる元気な街」の実現に向けて本報告が貢献できますことを願うものです。

平成25年3月21日

地域のしくみづくり検討・検証委員会
委員長 日高昭夫

I 地域の仕組みづくりを進める意義と視点

1. 「住民本位」から「住民主体」の行政へのシフトチェンジ

松戸市は、かつて「すぐやる課」で全国に名を馳せ、「住民本位の行政」という戦後日本の市町村行政のあり方に大きな影響を与えてきました。当時の松戸市は、東京に隣接するベッドタウンとして急成長し、学校、道路、下水道などのインフラの新設整備を急ピッチで進めると同時に、多様化する住民の要望に迅速に対応する必要に迫られていました。そこで縦割り行政の壁を超えて身近な行政サービスを迅速に提供する市長直属の部署として、昭和44年10月6日に誕生したのが「すぐやる課」です。それから40数年を経た今日、「すぐやらなければならないものですぐやり得るものはすぐにやります」という「住民本位の行政」の基本精神はこれからの松戸市政にも受け継がなければならないものです。同時に、この40数年の間には、松戸市の内外できわめて大きな変化が生まれています。急激なスピードの少子高齢化により日本全体が人口減少社会に向かって動き始めました。日本経済も、グローバル化の中で他律的な変動要因を多数抱えながら、成熟経済へと変化し、高度経済成長期のような大幅な自然税収増を見込んだ行財政運営は困難となってきました。加えて、一昨年の中東大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故は、様々な行政政策の依って立つ前提（想定）そのものに大きな疑問を投げかけるものとなりました。こうした日本社会を取り巻く諸困難に立ち向かうためには、女子サッカー「なでしこジャパン」やプロ野球「侍ジャパン」の活躍のように、プレイヤーもスタッフもサポーターも、全員がそれぞれの持ち場（現場）で「いまやらなければならないことでいまやり得るものはいまやります」という主体性をもって行動し力を合わせて物事を成し遂げる意志が必要です。そうした意志が、日本社会の強みである「チームワーク」の再構築と結びつくならば、困難を乗り越えることが可能となるはずで

松戸市においても、この40数年の間に、住民の定住化に伴い高齢化が急速に進みました。厳しい財政状況は同様ですが、都市インフラの新設整備からそれらのメンテナンスや建替えに財政需要がシフトし、まちづくり・防犯・防災など住民の社会参加や地域貢献活動を支援するソフト事業へのニーズが高まるなど、新たな公共需要が生まれています。また東日本大震災は、「行政の限界」を見せつけると同時に、住民のボランティアやコミュニティへの関心を喚起し、企業のCSR（企業の社会的責任）への関心を高めています。こうした新たな状況に対応するためには、一層の行財政の効率と有効性を高める工夫に加えて、個人や家族、各種の団体、事業者がそれぞれの立場で地域

的公共課題に主体的にかかわり行動し力を合わせることでできる地域のチームワークの仕組みを創意工夫することが必要です。こうした仕組みが機能するためには、松戸市において、伝統的な「住民本位の行政」の DNA を引き継ぎながら、加えて「住民主体の行政」へのシフトチェンジが求められます。

2. 「住民主体の行政」と自治体内分権

「住民本位の行政」への転換という「すぐやる課」の基本精神は、「お上」の目線になりがちだった当時の市行政を住民目線の身近なものにするという重要な役目を果たしてきました。その視点は今日でも依然重要です。しかし重要ではあるが、それは多様な「住民目線」の一部分にすぎません。「住民目線」には、要求や苦情を含む行政サービスの「受益者」ないし「消費者」（お客様）としての目線だけでなく、有権者としての目線、納税者としての目線、そして公共サービスの提供者としての目線や市民自治への主体的参加者（公共的市民）としての目線など多様な側面があります。とりわけ行政対応だけでは解決困難な公共需要が増大している今日、地域においても多面的な「住民目線」から提案され実行される多様な公共サービスの仕組みの編制が必要です。これからの市政運営には、「住民」を公共サービスの受け手にとらえるだけでなく、多様な公共サービスの提案者であり提供者であるシテ（主人公）にとらえる視点、すなわち「住民主体の行政」へのシフトチェンジが不可欠です。「住民主体の行政」の実現を図るためには、「地域でやらなければならないことで地域でやり得るものは地域でやります」という住民主体の地域自治のしくみを充実すること、すなわち自治体内分権が有効です。自治体内分権は、3つの側面で成り立ちます。一つ目は主体的活動の側面で、公共的領域において住民主体の社会参加や地域貢献の活動が活発に行われることです。二つ目は制度的側面で、地域的公共課題に対する政策的意思決定の権限が一定の範囲で地方公共団体としての松戸市から地域住民に移譲されるしくみを新設することです。そして三つ目の側面は、行政内部の権限や財源の体系を一定の範囲でできる限り第一線の行政現場に委譲し、住民主体の地域自治を支援するための分権型行政組織構造に転換することです。

3. 地域のしくみづくりの基本的視点と当面の対応

「地域の問題を地域で解決するしくみづくり」に関する本郷谷市長の諮問を受けて、自治体内分権のための地域のしくみづくりを検討してきた本委員会としては、「住民主体の行政」へのシフトチェンジを図るための自治体内分権の必要性が今後ますます高まるものと考え、自治体内分権の一手法である、

地方自治法第 202 条の 4 及び 5 に基づく地域自治区及び地域協議会の設置を想定するものとします。その際、長期的なビジョンの段階的、弾力的実現を図る、次のような 5 つの基本的視点に立った松戸版地域の仕組みとすることが必要であると考えます。

第 1 の視点

長期的な将来ビジョンを見据えた自治体内分権の実現の視点

都市の発展段階にあった時代には、住民ニーズを「すぐやる課」で即応するような集中型の行政サービス体制が有効でしたが、今日のような成熟時代になると、複合的な住民ニーズを集中型の行政サービスだけで充足することはますます困難となります。これからは行政との連携を図りながら、住民、地域、民間団体、事業者などが企画し提供する多様で重層的な公共サービスのネットワークにより対応する必要が一層高まると予想されます。自治体内分権の仕組みづくりに当たっては、目先の利害得失に囚われることなく、新しい時代状況に適応できる、松戸発の新たな地域ガバナンスの仕組みの構築という長期ビジョンに立って、大局的な観点から議論を重ねることが必要だと考えます。

第 2 の視点

松戸の歴史と実情にマッチしつつ新しいチャレンジをめざす伝統と刷新の融合の視点

松戸市では、これまでも町会・自治会をはじめ、市政協力委員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、商工会議所、大学、ボランティア団体、NPO など様々な団体、個人、事業者による社会参加や地域貢献の活動が積み重ねられてきました。これまでの実績や活動を尊重し、最大限生かす視点が欠かせません。同時に、それらの諸団体、諸個人の間での情報の共有や活動の協力といった横のネットワークの仕組みは、今後の課題となっています。そこで地域におけるチームワークを強化する松戸版地域の仕組みづくりにおいては、地域間の連携も視野に入れ、それぞれの地域の実情や住民の意向に十分配慮しながら、これまでの地域活動には参加してこなかった住民各層にとっても魅力ある、より重層的で多様な構造をもった横のコミュニティ・ネットワークの仕組みを制度化することが必要です。特に、伝統的で実績のある団体・活動と、学生や若者、団塊世代、ボランティアや NPO などの新たな団体・活動とが、出会い、かかわりを持ち、情報を交換し、議論し、あるいは相互に協力し合えるような新たな「場」づくりにチャレンジすることが必要だと考えます。

第3の視点

「多元的な討議の場」づくりにふさわしい活発な議論と合意形成の視点

地域の仕組みづくりは、地域的な公共課題について、住民自身が主体的に討議に参加し、意思決定し、そして実行にコミットすることを最終目標とした、開かれた「多元的な討議の場」の拡充をめざすものです。そのため、地域の仕組みのあり方について、当事者である住民、団体、事業者はいうまでもなく、議員や職員が、それぞれの立場で積極的に討議に参加し、活発な議論を交わすプロセスを経て合意される制度とする必要があります。すでに制度化されている市民活動や市民との協働事業を支援する仕組みである「協働のまちづくり条例」や、今後検討される予定の自治基本条例の仕組みなどとの関連や連携を含めて、多角的な議論が必要不可欠です。

第4の視点

長期ビジョンを段階的、弾力的に実現する実行可能性の視点

上記のとおり、自治体内分権の実現のためには、①住民主体の活動の活発化、②地域住民への権限移譲の制度化、③地域自治を支援する分権型行政組織の再編（行政内権限委譲）、といった基本課題があり、そのいずれも一朝一夕に実現できるものではありません。「制度」だけを定めても、それに実態が伴わなければ、砂上の楼閣にすぎなくなります。そのため、一定の期間をかけて積極的試行を重ねながら、段階的、弾力的に実現を図る必要があります。

第5の視点

評価見直しによる制度改善の視点

松戸版地域の仕組みづくりは、制度設計上の最終目標に地方自治法第202条の4及び5に基づく地域自治区及び地域協議会の設置を想定するものですが、積極的試行に基づく制度検証と評価見直しを行う過程において、長期ビジョンに照らし、より松戸版地域の仕組みにふさわしい制度選択が求められる場合には、必ずしも法定制度だけに拘泥する必要はないと考えます。

以上のような基本視点に立って、当面、①地域、住民の意識啓発や活動の向上、討議と合意形成、コミュニティ活動のネットワーク（協働体）の構築、地域住民の協議会の設置などの地域自治区とするための主体的条件整備、②将来地域自治区とするための地区の区割り、支所や地域事務所の機能など行財政体制の再構築について、十分な時間をかけて準備と合意形成を行う必要があります。

II 松戸版地域の仕組みづくりの考え方

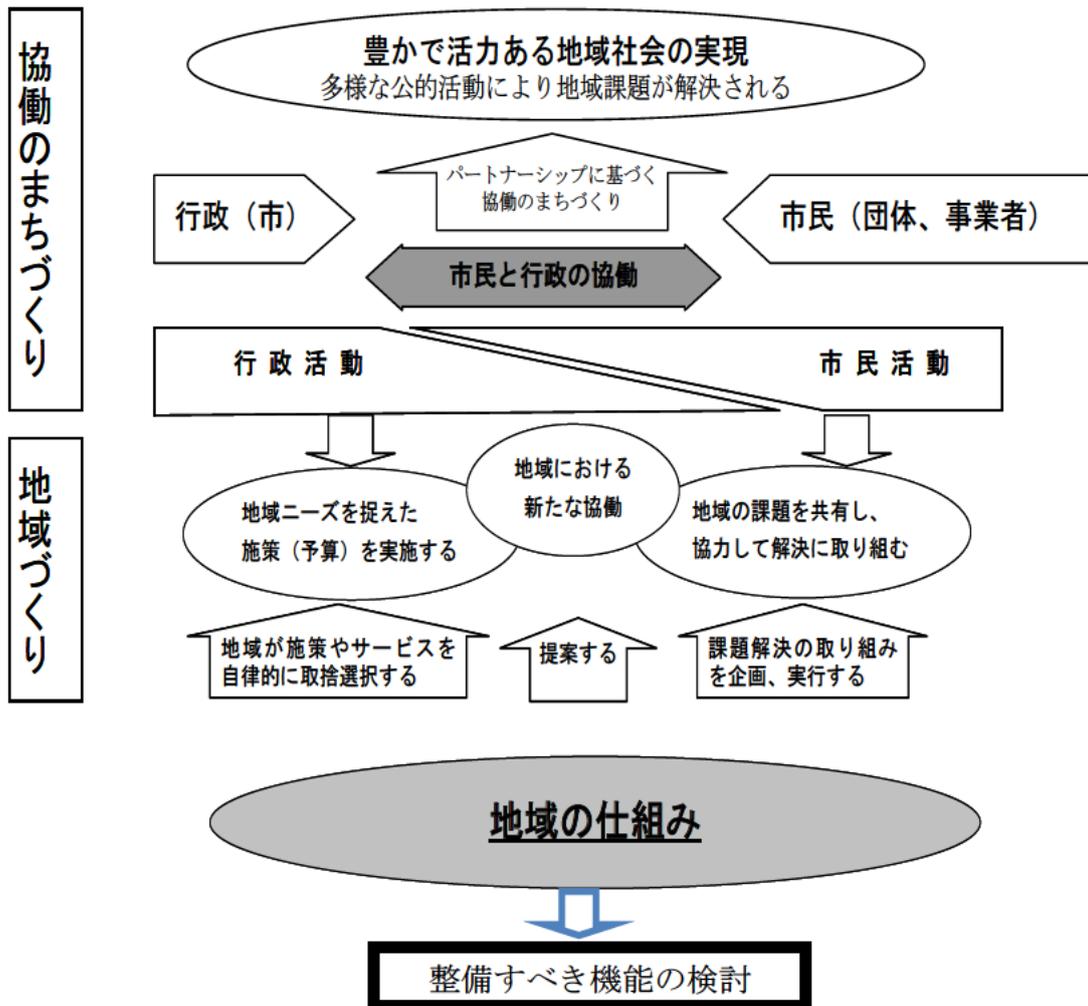
1 留意事項

実現可能な地域の仕組みを検討するにあたって留意すべき事項を示します。

- ・地域ごとの実情に応じて、これまで活動してきた団体等を尊重すること
- ・松戸市総合計画に基づき、これまでの施策と整合させつつ、新たな仕組みを制度設計すること
- ・法令に基づく地方自治制度の枠内で制度設計を行うこと
- ・行政コストの増大とならぬように留意すること

2 本市が取り組んできた協働のまちづくりとの整合

地域における協働のまちづくりを推進するための機能を整備する。



整備すべき機能の検討

地域づくりを進めていく上で、整備すべき機能を次のとおり整理しました。

(1) みんなで地域課題を掘り起こし、共有する機能

【ねらい】

地域の現状・問題に関心を持ち、解決すべき課題を共有（認識・理解）することで、地域づくりを市民も行政もみんな（地域の多様な主体）が協力して推進します。

【具体的な機能】

- ・地域みんなの関心が高まるよう、地域づくりに関する情報を発信します。（地域広報）
- ・多様な主体が出会い、対話を通して地域づくりへの意欲を高めます。（人づくり）
- ・地域の問題を話し合い、地域づくりの課題をみんなで共有します。（課題発掘・共有）
- ・課題解決に向けた取り組みを考え、地域づくりの方向性を合意します。（調整・合意）

(2) 地域の声を行政活動に反映させる機能

【ねらい】

地域ニーズなどの地域から寄せられた意見を反映した行政活動を行うことにより、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを提供するとともに、地域住民や団体と協力・連携した協働のまちづくりを推進します。

【具体的な機能】

- ・より多くの人に納得、合意された地域の声を市に伝えます。（提案権の保障）
- ・地域と行政が話し合い、相互理解を深めます。（機会確保）
- ・地域づくり施策、予算の形成過程を確立します。（手続き・体制の確立、説明責任）

(3) 新たな地域活動を起こす、または、現在の活動を活性化する機能

【ねらい】

地域で共有された課題を解決するため、自ら地域づくりを行う意欲のある市民・団体が活動できるよう支援、サポートすることにより、地域活動の拡充を図ります。

【具体的な機能】

- ・多様な主体の知恵や経験が集まり、企画を作り上げる場ができます。（活動

の立案・共有)

- ・地域にある様々な社会資源（人・物・金）をマッチングすることで、活動を担う新たな主体が形成されること、既存の団体同士が補完し合うことで各々の活動が活性化すること、さらに、各々の活動そのものも活性化されます。（コーディネート・協働体形成）
- ・地域で不足している資源（特に資金）を行政が支援します。（活動支援制度）

3 地域活動の課題の解決

地域における協働のまちづくりを進める上での課題について整理し、これらの課題解決につながる取り組みを仕組みに盛り込みます。

●課題1 地域課題への関心が低く、地域活動への参加者が得られません。

（意見）

- ・地域やまちづくりへの関心が低い。
- ・関心があっても当事者としての意識がない。
- ・イベントを開催しても対象とする市民が集まらない。
- ・団塊世代が地域活動に参加しない。
- ・若い世代や新たな住民が地域活動に参加しない。
- ・市民活動、地域活動への参加に対するモチベーションが低い。
- ・自分の趣味以外には関心がない。
- ・グループや組織に縛られたくないと思う人が多い。

●課題2 活動の担い手が不足しています。

（意見）

- ・地域活動を担う人材がいない。
- ・町会長を担う人材がいない。
- ・新たに活動に関わってくれる人がいない。

●課題3 他団体との連携が進みません。

（意見）

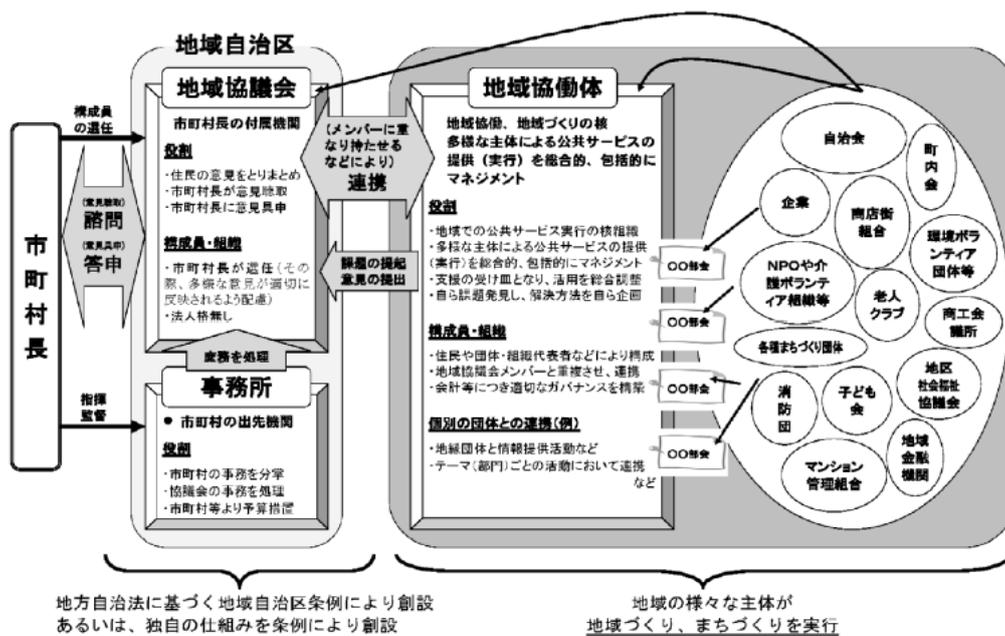
- ・新たな活動や、小さな活動がつぶされてしまう。
- ・町会・自治会とNPOなど他団体との連携が進まない。
- ・同じ目的で活動している団体同士の連携が上手くできていない。

4 松戸版地域の仕組みづくりの目標設定

本委員会では、制度設計上の最終目標に地域自治区制度を想定するものとし、それに向けて積極的試行と評価見直しを行いながら、松戸市に相応しい制度にしていくものとしています。ここでは、最終目標に想定する仕組みの姿を具体的にイメージしつつ、当面の取り組みについて検討します。

(1) 最終目標に想定する仕組みのイメージ

地域の仕組みの検討にあたっては、総務省が実施した研究報告書を参考にいたしました。この報告書では地域自治区制度に合わせて新しいコミュニティのあり方について、各市の事例を元に検討し、地域自治の仕組みの基本構成を下図のように整理しています。



引用：新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書
総務省地域力創造グループ コミュニティ・交流推進室

ここでは、松戸版地域の仕組みづくりが最終目標とする地域自治区・地域協議会・地域協働体について次のとおり想定します。

- ①制度化のためには「自治基本条例」あるいは「地域自治に関する個別条例」を制定します。
- ②地区の区割りは、地域活動のまとめり具合の現状から地区社会福祉協議会の15地区を基本にしますが、その地区割りについても見直しの議論があることからモデル試行を進めながら柔軟に対応するものとします。

- ③地域協議会の役割としては、地域自らが予算の使途を決める「地域予算提案制度」が想定されます。この制度は、地区に予算枠を設定し、その使い道を地域協議会が決めます。それに基づいて市長が予算を編成して市議会に提案するものです。
- ④地域自治区を所管する地域事務所には本庁及び8支所を想定します。支所の権限、人員、施設などを充実し、地域予算の執行など地域に密着した行政執行が行える行財政体制を構築します。
- ⑤地域協働体は、地域自ら地域課題の解決に取り組む事業遂行能力を有する総合的な組織として、地区内の様々な団体や住民により創設されるネットワーク型組織と想定されます。この組織と市が協働できる体制を構築するものとし、活動に必要な資金は、地域で自由に使途が決められる「包括交付金制度」や「提案型助成金交付制度」の創設が想定されます。

(2) モデル試行する仕組みの目標設定

本委員会では、地域自治区制度を最終目標に想定するものの、「制度」だけを定めても、それに実態が伴わなければ、砂上の楼閣にすぎなくなります。そのため、一定の期間をかけて積極的試行を重ねながら、段階的、弾力的に実現を図る必要があります。そして、試行に基づく制度検証と評価見直しを行う過程において、より松戸版地域の仕組みにふさわしい制度選択が求められる場合には、必ずしも法定制度だけに拘泥する必要はないと考えています。

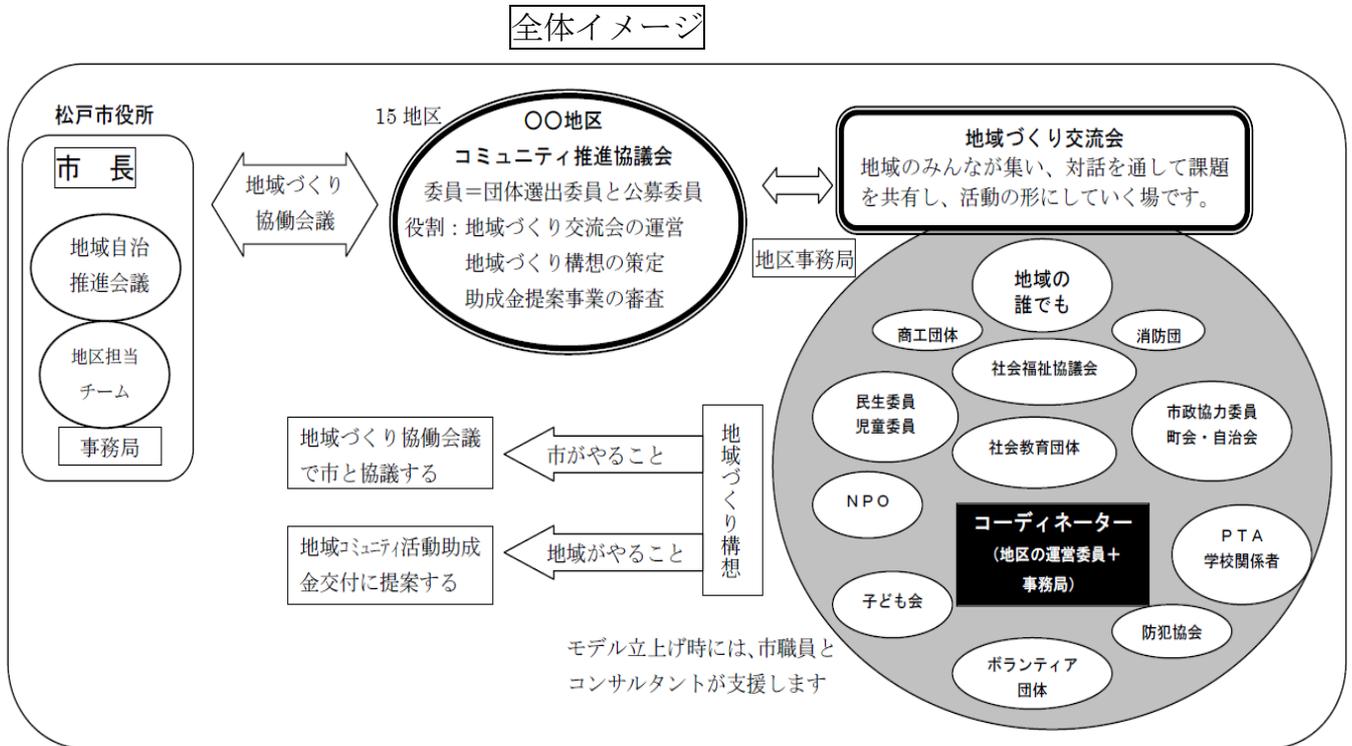
この視点に立って、当面、①地域、住民の意識啓発や活動の向上、討議と合意形成、コミュニティ活動のネットワーク（協働体）の構築、地域住民の協議会の設置などの地域自治区とするための主体的条件整備、②将来地域自治区とするための地区の区割り、支所や地域事務所の機能など行財政体制の再構築について、十分な時間をかけて準備と合意形成を行う必要があると考え、ここでは平成25年度のモデル試行に向けて実現可能な地域の仕組みを検討しました。

モデル試行の進め方は、各地区の実情・自発性を尊重するとともに、仕組みの運営に習熟する時間が必要なことから、25年度より年間3地区程度の施行を目途に順次全市域への普及を図るものとします。また、地域の仕組みづくりの初期段階として、地域協働体の組織化につながるようコミュニティを形成し、市との協働関係を強化することを目標とします。

なお、協働体への権限移譲については、モデル試行の進捗状況を評価しつつ、地域自治区・地域協議会を含めた自治体内分権のあり方を描く中で検討すべきと考えます。

Ⅲ 松戸版地域の仕組みの提案（平成25年度モデル試行事業）

1 仕組みの概要



(1) 地区割りの設定

モデル試行の地区割りは、コミュニティ活動の現状に鑑み、地区社会福祉協議会と同一の15地区とします。

本市においては、各政策分野において様々な地区割りが存在していることから、モデル試行を通じて本市の地域自治に最適な地区割りを検証しながら、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとします。

(2) コミュニティ推進協議会の設立

地区内の地域コミュニティを強化し、地域における協働のまちづくりを推進するため、地域内の活動団体や住民で構成する協議会を設立します。

この協議会は、地域自治区制度において市長が委員を委嘱する附属機関としての地域協議会とは異なり、モデル試行の目標を「地域協働体の組織化につながるようコミュニティを形成すること」にしたことから、地域の団体や住民の合意によって設立する会議体として制度設計いたしました。

①委員構成 団体選出委員15名以内+公募委員5名以内

委員の構成は、地域づくりに関わる団体から選出される委員のほか、公募により選出される委員枠を設けて、関心や意欲のある多様な団体や個人

が参加できるようにします。そのための支援を市は積極的に行う必要があります。

ア. 参加必須団体

市政協力委員連合会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、防犯協会の地区組織とします。

※モデル地区への応募は、この4団体が発起団体として合意し、地区内の参加団体を募って準備会議を開催して応募するものとします。

イ. 参加団体

消防団、PTA連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、商店会連合会、連合町会、工業会、農家組合、ボランティアグループ、NPOなど地域の実情に応じて様々な分野から参加を募ります。

なお、会議には必要に応じて学校や消防などの公共機関にも参加を求めるものとします。

②協議会の役割

自分たちのまちは自分たちでつくる元気な街を目的に、地区内の地域コミュニティを強化し、地域における協働のまちづくりを推進するための活動を行います。運営にあたっては、役員体制のほか各事業を担当する運営委員や起草委員を選任します。また、活動にあたっては地区事務局を設置し、地域の様々な団体や個人が参画できる地域づくり交流会の開催や関連事業の実施について、協力・連携して事業を運営するものとします。

ア. 地域づくり構想の策定

地域づくりの目標とする地区の目指す姿を描きます。また、その実現に向けて地域自ら取り組むこと、市と地域で協働すること、市が実施することなどの手段や役割を明らかにします。なお、年度ごとにPDCAサイクルによってレベルアップが図られることを期待します。

イ. 市との話し合いの場「地域づくり協働会議」への参加

市は、地域と協働してまちづくりに取り組むために「地域づくり協働会議」を開催します。協議会はこの会議に参加し、地域づくり構想に基づいて市への提案など協議を行います。

ウ. 地域コミュニティ活動助成事業の審査・副申

地域づくり構想に基づき、地域自ら取り組むことを具現化するための活動に対して市は助成金を交付する制度を創設します。協議会は、その申請に当たって当該事業計画を審査・協議・修正し、副申書を付けて市に提出するものとします。

エ. 地区事務局の設置と協力・連携

会議、地域づくり交流会、関連事業の運営に参画する事務局メンバーを地区の住民より選任します。

(3) 地域づくり交流会の開催

地域で活動する多様な主体が集い、対話や交流を通して地域の課題や目標を共有するとともに、地域自らの活動を促進する場とします。この交流会が、地域づくり構想案の作成及び地域コミュニティ活動助成事業の申請につながることを期待します。また、関連事業として、地域住民の関心を高め、参加する人材を発掘・育成するための講座や広報活動を行います。

なお、地域づくり交流会及び関連事業の実施にあたっては、協議会から選ばれた運営委員及び地区事務局が運営に当たるとともに、市の事務局メンバー及び専門的知識・技術を備えたコンサルタントによる支援を行うものとします。

①地域づくり講座の開催

地域づくりの人材を発掘するための講座を企画、実施します。

②地域広報活動の実施

住民に対する関心の喚起、地域づくり交流会の案内、コミュニティ推進協議会の活動報告などのために地域広報を発行します。

③成果報告会・交流イベントの開催

地域の仕組みモデル試行事業の成果を地区住民に向けて報告するとともに、全市域に向けた報告・交流イベントを実施します。

(4) 地区事務局の体制整備

地域の仕組みモデル試行事業の事務局は、地区ごとに本庁または8支所に置くものとし、市職員による事務局のほか、協議会が設置する地区事務局との共同体制とします。地区事務局の役割は、地域広報の発行を中心に地域づくり交流会、講座、成果報告会などの運営に携わるものとし、その経費として市は負担金を交付するものとします。

(5) 市が取り組むこと

①地域コミュニティ活動助成金の交付

地域づくり交流会における協議から企画された地域コミュニティ活動について、活動を支援するための助成金を交付する制度を創設します。

活動の実施主体が事業計画書を作成し、協議会を經由して市に申請します。協議会は申請内容を審査し、副申書を付けて市に提出します。

市は申請内容を審査し、助成金交付の予算措置を講じます。

②協議会との話し合いの場「地域づくり協働会議」の開催

地域づくり構想に基づいて地域における協働のまちづくりを推進するための協議を行います。市は、協議に基づいて施策を検討し、事業化・予算編成等に反映させるとともに、その結果の説明責任を果たすものとします。

③推進体制の整備

地域の仕組みづくりを所管する市民自治検討担当のほか、モデル試行事業を通じて本市の地域自治を推進するための体制を整備します。

ア. 地域のしくみづくり検討・検証委員会

モデル試行事業を検証し、地域の仕組みづくりの長期ビジョンを実現するための審議を行います。

イ. 地域自治推進会議

地域自治、地域の仕組みづくりに関する市の意思決定・政策推進のための組織を設置します。また、地区との協議の場「地域づくり協働会議」への出席、地域から提案された事項の対応を協議する場とします。

構成は、副市長をトップに関係部長をメンバーとして市の意思形成が図れる体制を整備します。

下部組織としては、関係課長による会議やモデル地区ごとの部会、地区担当職員を含めた地区担当チームを地域自治推進会議の下部組織に位置づけるものとします。

ウ. モデル試行事業の事務局及び地区担当チーム

モデル試行事業を実施する地区には、支所長（あるいは主管課長）、コミュニティ担当、市民自治検討担当で構成する事務局に加えて、一般職員の地域担当職員からなる地区担当チームを編成し、モデル試行事業の運営に当たるものとします。

2 実施手順とスケジュール

(1) モデル地区の決定

地区は、地区社会福祉協議会と同一の区割りとし、当該地区に関わる発起団体が準備会議を開催し、必要事項を協議・合意の上、市に応募します。市は3地区を目安にモデル試行事業の実施地区を決定します。

【手順】

①地区の発起団体がモデル地区応募のための準備会議開催を合意します。

発起団体とは、コミュニティ推進協議会への参加を必須条件とする団体を指し、市政協力委員連合会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、防犯協会の地区組織を想定します。市は、事前に発起団体を対象に説明会を開催し、意向を確認するものとします。

②準備会議を開催し、モデル試行事業の実施に必要な事項を協議、決定します。なお、市はオブザーバーとして準備会議に出席するものとします。

※準備会議で決定する事項

ア. モデル試行事業への応募と取り組みたい地域課題の案

イ. コミュニティ推進協議会の団体選出委員（地区で15名以内）

ウ. 地区事務局メンバーの選任

エ. 準備会議の議長（協議会設立までの代表者）

③準備会議の決定事項に基づき応募書類を作成し、市に提出します。

応募書類の様式は実施要綱で定めます。

④市は、準備会議の状況及び提出書類によりモデル試行事業に最適な地区を決定し、準備会議に通知します。

(2) コミュニティ推進協議会の設立

準備会議は、公募委員を募集、選考するため、市と共同で選考方法、広報、選考委員会の設置などの準備を行います。

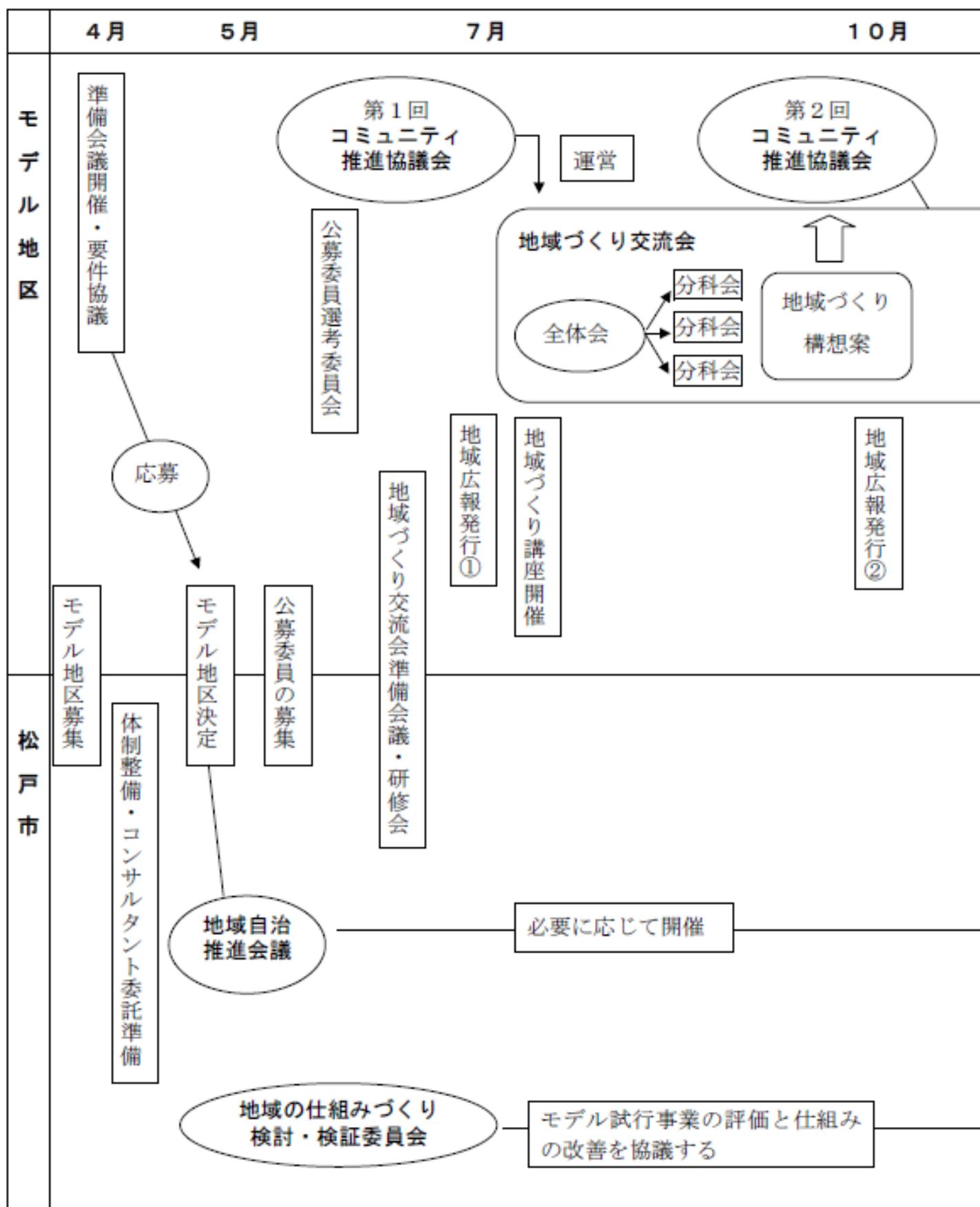
【手順】

①公募委員の応募者を募ります。市の広報まつど、HP、掲示、口コミなど

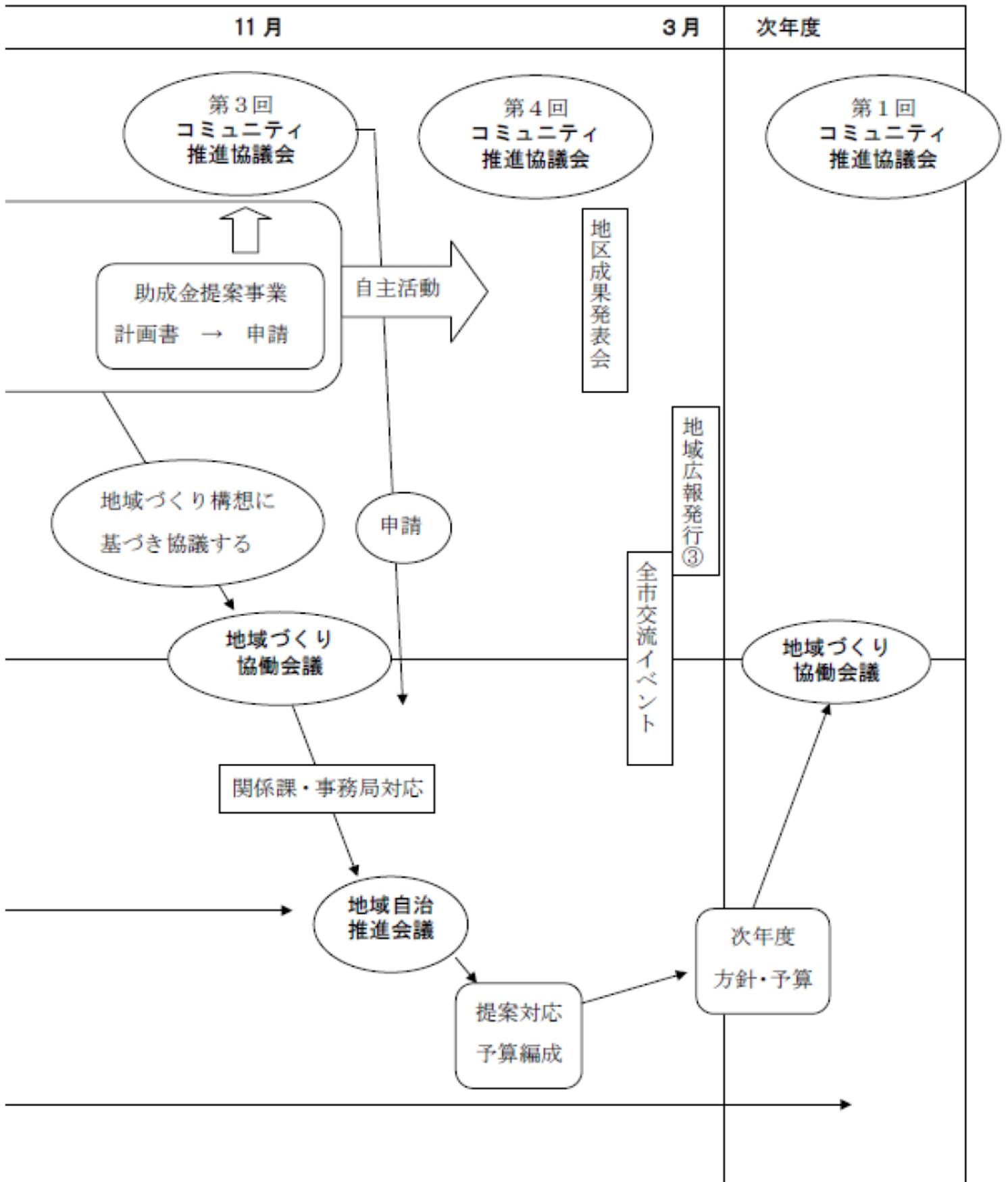
②選考委員会では、応募者との面接（動機や意欲の説明、意見交換）の後、委員の投票により決定するものとし、結果は速やかに応募者に通知します。

③準備会議は、団体選出委員及び公募委員を招集し、コミュニティ推進協議会の規約の承認、役員選出など所要の手続きを行います。

平成25年度地域の仕組みモデル試行事業スケジュール案



モデル試行事業の進め方は、地区の実情に応じて柔軟に進めるものとします。



IV 今後の進め方に関する提言

これまで「地域の仕組みづくり」の考え方、仕組みの概要、および実施の流れを確認してきましたが、最後に今後に進め方について提案いたします。この「地域の仕組みづくり」は、これからの地域社会のあり方を発展させる極めて大きな契機になるとともに、住民主体の行政をめざすために協働型の新たな関係構築を図っていく重要な取り組みとなっていきます。その意味では、現在の松戸市の現状と課題を十分に踏まえながら、この取り組みがそれぞれの立場において理解・共有されるとともに、これまでの蓄積と新しい挑戦を融合させていく努力が必要になってくると考えられます。

1. 現状の確認と課題の共有

地域には、歴史と実績のある既存の諸団体から、新たな課題に機動的に取り組む新興の諸団体まで、数多くの担い手の方々があります。それらの諸活動は、実に多くの努力と苦労の下に展開されており、地域の自治や共助の実践にとっては不可欠のものとなっているところです。

しかし、同時に様々な問題や課題が発生していることも事実です。例えば、特定の方への負担集中、活動の担い手の不足、活動資金の不足、(短期的にはともかく中・長期的に見た場合の)後継者の不足、世代間・地域間格差、活動内容のマンネリ化あるいは枯渇化などは、少子高齢社会が本格化する中で深刻な問題になりつつあります。また、様々な団体が活動を繰り返しているにもかかわらず、団体の枠組みとその外部の方との温度差が結果的に地域の壁をもたらしてしまい、地域づくりにおける連携に発展していないという現状があるのも事実です。

いま問われているのは、こうした地域づくりの実績を幅広く共有するとともに、各々の団体が抱えている諸問題を相互に伝達しあうことで、地域の現状と様々な課題を積極的に共有していくことです。また、諸団体の活動に見られることのみならず、住民目線から見えてくる生活課題についても、立場を超えた配慮と共有が求められています。どのような問題に関していかなる取り組みがなされているのか、逆に何が不足し、何が必要とされているのか、それらを一つ一つ確認しあいながら、その積み重ねを相互に尊重していくことによって、この「地域の仕組みづくり」の必要性が理解されていくようになると思います。

2. 仕組みの周知化と当事者意識の涵養

次に問われるのは、この「地域の仕組み」を、各団体および住民が自分たちなりに受けとめ、活用していけるようにしていくことです。この仕組みは、地域社会の一般的現状、課題解決に向けたアイデア、先駆的事例、学問的裏づけなどを踏まえながら構想されたものですが、これを松戸市に根づかせていくためには、徹底した仕組みの周知化が必要です。単に合理的なモデルを上から導入することは、住民主体の地域づくりには相応しくないからです。各々の団体が抱える問題や地域に存在する諸課題が、この仕組みを通じてどのように克服しうるのか、あるいはこの仕組みを活用することによってどのような発展的な取り組みを拓いていくことができるのか、具体的な理解が得られるようにしていくことが必要です。

また、どんなに理想的な仕組みであっても、それが住民の主体性をもって活用されていかなければ、絵に描いた餅になってしまいます。全国的に見て、このネットワーク型の地域づくりのイメージは少しずつ理解されるようになってきています。しかし、地域づくりそのものが過渡期にあることから、具体的な実践として自分がどのようなことをなしうるのか、実感をもって共有される場所までは至っていないように思われます。その意味では、当事者意識を涵養すべく、モデル事業を通じて、成果の見える化と課題のあぶり出しを行っていくことが必要です。地域づくりに携わる方々のイメージが湧くように、できる限りの広報・説明・説得を行っていくことを期待します。

3. 地域自治の再構築

この「地域の仕組みづくり」が目指す方向は、地域社会において住民が主体的に自治を実践していくことです。それは、住民が行政に依存し続けることでも、逆に行政が住民を管理統制することでもありません。地域づくりにおける自治とは、地域づくりに造詣の深い方々が一定のリーダーシップを発揮するとともに、実績や経験を有する方から、自分たちの地域や生活に関心を持つ方々まで、実に多様な住民が議論を積み重ねていくことを通じて、具体的な取り組みを創り出していくことを意味しています。

この「地域の仕組み」の中で強調されている「地域づくり交流会」とは、そうした対話の場を想定しており、「コミュニティ推進協議会」は、それを教導するとともに、より身近なところで可能となる小さな自治をめざして、自立的な地域活動を牽引していくことが考えられています。立場の異なる団体や人々がアイデアを持ち寄り、相互に連携・協力できる契機を見つけることで、地域づくりの可能性を拓くことが重要な狙いとなっているわけです。

無論、既存の諸団体の枠組みに立脚した諸活動も、地域自治そのものであ

ることは言うまでもありません。ただ、これからの地域自治の活性化に必要なことは、従来型のタテの枠組みに、立場を超えたヨコのつながりを加えていくことで、立体的あるいは重層的な環境を整えていくことです。

これから益々複雑化かつ深刻化していく地域・生活課題を見通せば、こうした地域自治の充実に挑戦していくことは必要不可欠と考えます。この「地域の仕組みづくり」が、そうした自治の問題として住民に受けとめられていくよう、積極的な発信に努める必要があります。

4. 協働のまちづくり

もともと、「地域の仕組みづくり」は住民だけの問題ではなく、行政にとっても重要な契機となってくるものです。住民と行政との関係は、いまだ地域づくりを積極的に創造していくものとはなりえていません。その背景には、閉じられた行政運営はもとより、両者の間における対話の少なさがあります。公的領域と私的領域が分断されていると言っても過言ではない側面もあります。この「地域の仕組み」は、そうした状況を突破すべく、諸団体や地域と行政の各部門との架橋を施し、公的領域と自立した私的領域とを建設的に結びつけていくことを想定しています。

また、すでに松戸市においては、既存の諸団体に対する支援、市民活動に対する支援、団体の提案を活かす協働提案事業が展開されていますが、これから問われてくるのは、単なる「支援」のみに留まるのではなく、諸団体や地域とのパートナーシップを再構築していくことで、連携型で事業を進めていくことです。行政としては、住民の主体的な取り組みをどのように評価し、行政運営に活かしていくかが大きく問われてきます。

協働のまちづくりをめぐるっては、いまだ団体や地域と行政との間に壁があるのが実情です。この「地域の仕組みづくり」を進めていくためには、両者の徹底した対話が必要です。そのためには、すでに指摘した現状の確認と課題の共有が大事になってきますし、相互理解と実績に対する評価を通じながら、成果を作り出さる連携のあり方を検討し続けていくことが求められます。しばしば双方の意識改革が必要だという声を耳にしますが、それ以上に重要なのは、段階的に組み立てていくべきことを柔軟に見極めながら、実践を通じて連携の形を作り出していくことです。短期的な成果主義にとらわれることなく、腰を据えた取り組みをしていくことが肝要です。

5. 豊かな構想力

この「地域の仕組み」を通じて拓かれる可能性は無限です。どのような方が参加し、それによっていかなる動きが作り出されていくかは、進めていかなければ分からない側面があるからです。結論ありきの取り組みは、豊か

な構想力を押しえ込んでしまうことになりかねませんので注意が必要です。

これからの地域づくりに求められることは、団体と団体との間、団体と住民の間、団体や住民と行政の間をつないでいくということであり、分野と分野の間、既存の取り組みと新しい取り組みとの間を積極的に結びつけていくことです。そのためには、様々な立場の人たちが交わることによって、豊かな構想力を培っていくことです。その豊かな発想によって、従来の活動蓄積を活かすことも、分野横断的・相互補完的な動きをつくり出すこともできるからです。それが、地域の力に外なりません。

「地域の仕組みづくり」は、以上の点を踏まえますならば、必ずや地域づくりの発展に資することになると考えます。住民と行政の各々が、この仕組みを積極的に活かしていくことによって、将来に向けた持続可能な地域づくりに携わっていかれることを強く願ってやみません。

資料編

参考資料 1	地域のしくみづくり検討・検証委員会設置要綱	・・・・・・・・	24
参考資料 2	地域のしくみづくり検討・検証委員会委員名簿	・・・・・・・・	26
参考資料 3	地域のしくみづくり検討・検証委員会への諮問	・・・・・・・・	27
参考資料 4	地域のしくみづくり検討・検証委員会への再諮問	・・・・・・・・	28
参考資料 5	地域のしくみづくり検討・検証委員会の検討経過	・・・・・・・・	29

地域のしくみづくり検討・検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域の問題を地域で解決する地域のしくみづくりを検討するため、地域のしくみづくり検討・検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域の問題を地域で解決する地域のしくみづくりを進めるための検討を行い、市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、委員13名以内をもって組織し、市長が委嘱するものとする。

2 委員の構成及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人
- (2) 地域の関係団体を代表する者 8人
- (3) 市民から公募する委員 2名以内

3 委員の任期は、委嘱した日から平成25年3月31日までとする。ただし、任期を変更すべき特別な事情がある場合はこの限りではない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、その検討に必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民担当部地域振興課市民自治検討担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

地域のしくみづくり検討・検証委員会委員名簿

任期 平成 23 年 5 月 16 日～平成 25 年 3 月 31 日

区分	委員	氏名	備考（役職等）
学識経験者	委員長	ひだか あきお 日高 昭夫	山梨学院大学法学部長
	副委員長	せきや のぼる 関谷 昇	千葉大学法経学部准教授
	委員	ながえ ようこ 長江 曜子	聖徳大学人文学部生涯教育文化学科教授
地域団体を代表する者	委員	まつかわ ただし 松川 正	松戸市市政協力委員連合会会長
	委員	ふみいり かよこ 文入 加代子	松戸市社会福祉協議会会長
	委員	ひらかわ しげみつ 平川 茂光	松戸市民生委員児童委員協議会会長
	委員	おんだ ちゅうじ 恩田 忠治	松戸市防犯協会連合会会長
	委員	いのうえ はじめ 井上 一	松戸市市政協力委員連合会地区長
	委員	あら くみこ 荒 久美子	特定非営利活動法人 松戸子育てさぽーとハーモニー理事長
	委員	いわはし ひでたか 岩橋 秀高	松戸ボランティア連絡協議会会長 特定非営利活動法人 人材パワーアップセンター理事長
	委員	えのもと たかよし 榎本 孝芳	松戸まちづくり連絡協議会副代表幹事事務局長 江戸川松戸ワーカーライン実行委員会運営委員長
市民公募委員	委員	こうの しずお 河野 静雄	
	委員	まちやま けんいち 町山 賢一	

※委員の役職は、平成 23 年 4 月末現在のものです。（敬称略）

地域のしくみづくり検討・検証委員会への諮問

松 市 市 地 第 9 号

平成23年5月16日

地域のしくみづくり検討・検証委員会委員長 様

松戸市長 本郷谷 健 次

諮問書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

○地域の問題を地域で解決する地域のしくみづくりについて

2 諮問理由

松戸市では、松戸市総合計画後期基本計画のリーディングプラン（「市民参加・社会参加促進プラン」）に基づき、総合計画第4次実施計画の戦略プロジェクトの1つとして、市民自治検討プロジェクトを位置づけました。このプロジェクトでは、地域の団体やNPO等が連携していけるような仕組みを地域の人々や関係団体等と一緒に検討し、地域の問題は、できるだけ地域で解決できるようにすることを目指しています。

現在、地域活動の主体となっている町会・自治会等では、高齢化や加入率の低下などから起こる担い手不足や活動が広がらないなどの課題も少なくありません。地域を構成している様々な人々が、地域課題を掘り起こし、共有できる仕組み、地域課題を市政に反映できる仕組み、地域課題に取り組む活力を生み出す仕組みなどを構築することで、市民全体に、「地域の問題は地域で解決する」といった共通の基盤を創り上げていくことが必要であると考えています。

以上のことから、地方自治法に基づく地域自治区・地域協議会やそれ以外も含めて、松戸市の特性にあった具体的な制度について、総括的に検討していただきたく諮問いたします。

地域のしくみづくり検討・検証委員会への諮問（再諮問）

松市市地第65号

平成23年11月25日

地域のしくみづくり検討・検証委員会委員長 様

松戸市長 本郷谷 健 次

諮問書

平成23年5月16日付け、松市市地第9号をもって諮問した事項について、下記のとおり再度、諮問いたします。

記

1 諮問事項

○地域の仕組みづくりの進め方について

2 諮問理由

「地域のしくみづくり検討・検証委員会」より、平成23年9月2日に中間答申をいただいたところですが、この中間答申に対して、地域の皆様より検討の進め方などについて様々なご意見、ご批判をいただき、スケジュールの変更を行いました。

つきましては、このような本市の実情を鑑みて、地域の仕組みづくりの進め方について、検討していただきたく、諮問いたします。

地域のしくみづくり検討・検証委員会の検討経過

回	開催日	議事内容
23年度 第1回	平成23年 5月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会の検討内容について ・目的など検討事項の確認について ・今後のスケジュールについて 
第2回	平成23年 6月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会の問題意識の共有について ○地域のしくみづくり検討事項について
第3回	平成23年 7月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のしくみづくり検討事項について ○中間答申の作成、スケジュールについて
第4回	平成23年 8月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○中間報告書(案)について ○中間答申後のスケジュールについて
第5回	平成23年 12月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○中間答申以降の経過説明について ○委員会への再諮問について ○今後の進め方について
第6回	平成24年 2月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の仕組みづくり検討経過報告書(案)について

24年度 第1回	平成25年 1月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度モデル試行について ○今後の進め方について
第2回	平成25年 2月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度モデル試行について
第3回	平成25年 3月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の進め方に関する提言 ○地域の仕組みづくり検討報告書について

地域の仕組みづくり検討報告書

(平成25年3月)

発行：地域のしくみづくり検討・検証委員会

事務局：松戸市 市民環境本部 市民担当部 市民自治検討プロジェクト

TEL 047-704-4008 FAX 047-366-2447

メール mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp
